第76回（平成30年10月12日）

○的井総務課長　それでは、定刻になりましたので会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長　ただいまから、第76回個人情報保護委員会を開会いたします。

議題１、平成30年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について、事務局から説明をお願いします。

○事務局　それでは、平成30年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について説明をさせていただきます。

資料１－１として概要と、資料１－２として全体版の資料をお配りしております。説明は資料１－１の概要に沿ってさせていただければと思います。

全体の項目立てといたしましては「Ⅰ　個人情報保護法に関する事務」「Ⅱ　マイナンバー法に関する事務」「Ⅲ　国際協力」「Ⅳ　広報・啓発」となっております。

Ⅰの個人情報保護法に基づく事務といたしましては、昨年５月の改正個人情報保護法の全面施行に伴いまして実施することとなった事務等について、実施している旨を記載しております。

また、個人情報保護法に基づく監督につきましては、資料に具体的な数字を記載いたしましております。改正個人情報保護法の全面施行に伴いまして、委員会に監督権限が一元化されたところでございますけれども、初めて個人情報保護法に基づく立入検査を２件行ったほか、報告徴収、指導・助言等、資料に記載の件数分、実施しております。

また、海外の事業者における、これらの事業者による、日本に所在する人の個人情報の漏えい事案等の発生を踏まえまして､こうした海外事業者に対してのヒアリング等を行い、海外当局とも連携をするなど、新たな事案についても対応してきているところでございます。

次に「Ⅱ　マイナンバー法に関する事務」でございます。マイナンバー法に基づく監視・監督につきましては、漏えい事案等の報告受付件数や指導の実施件数については資料に記載のとおりでございます。昨年の上半期と比べまして、より多くの地方公共団体等に対して立入検査を実施いたしましたほか、漏えい事案等について、再発防止策の徹底等、必要な助言・指導等を行うことにより、マイナンバーの適正な取扱いの確保を図っているところでございます。

次に「Ⅲ　国際協力」でございます。こちらについては引き続き個人情報の保護を図りつつ、国際的なデータ流通を円滑化するための取組ということで、米国、ＥＵ、英国を中心に協力関係の構築を進めております。７月にはＥＵとの間で相互の円滑な個人データの移転を図るための枠組みの構築につきまして、欧州委員会との間で最終合意に至っておるところでございます。

最後に「Ⅳ　広報・啓発」でございます。個人情報保護法とマイナンバー法につきまし

て、国民の理解を深めるための各種の広報活動を実施しております。具体的には、資料に掲載してございますけれども、消費者ですとか自治体、企業関係者に対して、個人情報の保護や取扱いに関する理解を深めてもらうことなどを目的といたしまして座談会を開催して、その模様をホームページで公表してございます。

また、ウェブサイトの運営事業者向けに、実際に発生した不正アクセスによる情報漏えい事案等を踏まえた注意喚起を行ったこと。それから、個人を狙ったサイバー攻撃等に関して、具体的な留意事項の周知を行うなど、委員会ウェブサイト上での広報・啓発を行っているということを記載してございます。

資料の説明については以上でございます。

なお、本日、こちらについて御了承いただけましたら、10月15日月曜日にホームページで公表させていただければと思っております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○堀部委員長　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

嶋田委員。

○嶋田委員　報告ありがとうございました。

平成30年度上期はかなり活動も充実してきたなと実感できて、喜ばしく思いました。

特に２点ほどあるのですけれども、１点は匿名加工情報のところで、これは実施するまで、どのように活用されるのだろうかと、案じている部分もありましたけれども、９月30日現在で350社の事業者が匿名加工情報の作成を公表しているということで、順調にこれから活性化していくのではないかと感じられます。当委員会では匿名加工情報についての様々、理解を深めるための情報を出しましたが、これが功を奏していたのではと思いました。

あと、国外に所在する事業者が、この委員会ができてから、幾つかの大きな漏えい事故を起こしております。それについても、海外事業者に対してヒアリングを行ったり、あるいは海外の当局とも連携して、事実関係を見極めた上で、国民にも適切な、ウェブ上での警告とか、積極的な情報提供を進めたり、かなり視点としては広げて活動できたのではないかと思っております。

多分、今後ともますます、国内もそうですけれども、国外の事業者への対応は増えていくのではないかと予測できますので、適切にいろいろと工夫して対応していただきたいと思っております。

○堀部委員長　ほかにいかがでしょうか。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員　報告ありがとうございました。

私からは国際協力関係について、一言申し上げたいと思います。

この上半期におきましては、特に日ＥＵ間の枠組み構築ということで、欧州委員会と合

意に至ったという大変大きな出来事がございました。長い期間をかけて、事務局も大変な作業をしつつ、これを進めてきたわけなのですが、ようやくここまで来たのかなということでございます。

まだお互いの手続があるということで、それについてしっかりと取り組んで、なるべく早いうちに運用開始ができるようにと思っております。

以上です。

○堀部委員長　ほかにいかがでしょうか。

宮井委員、どうぞ。

○宮井委員　私からは広報・啓発活動についてコメントさせていただきたいと思います。

今、報告いただきましたように、座談会の実施ですとか、情報セキュリティー、それから、個人を狙ったサイバー攻撃等に関する留意事項をウェブサイトへの掲載についてですが、皆様本当に御承知のように、昨今、このサイバー攻撃ですとか不正アクセスが非常に増えてきておりまして、また、手口も複雑化・高度化しているような実態だと思います。

そういったことに対して、委員会として周知を行うということは重要な役割であると思いますが、常に国民の目線、事業者の目線で平易な表現、分かりやすい表現を心掛けて、周知徹底していくことが重要ではないかなと思います。

以上でございます。

○堀部委員長　ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

この上半期、すなわち、４月１日から９月30日までの活動実績をこういう形でまとめるわけでありますが、昨年５月30日の改正個人情報保護法の全面施行により、当委員会に権限が一元化されて以来、当委員会に対する国民の期待も高まっています。それとともに、７月17日に欧州委員会と当委員会とで最終合意に達しましたので、経済界からの期待も大きくなっています。

今後も、この委員会に対する期待はますます大きくなっていきますので、こうした期待に応えるべく、今後も実績を上げていく必要があります。

今回、こういう形で活動実績につきましてまとめていきたいと思いますが、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堀部委員長　それでは、原案のとおり決定いたします。

公表につきましては、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堀部委員長　ありがとうございました。そのように取り扱います。

本日の会議は閉会といたします。

今後の予定につきまして、的井総務課長から説明をお願いします。

○的井総務課長　次回の委員会でございますが、11月１日木曜日の14時30分から開催の予定でございます。

本日の資料につきましては、ただいまの御決定どおりに取扱いをさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○堀部委員長　ありがとうございました。